

太田市第3子以降市外私立幼稚園就園助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第107号

太田市第3子以降市外私立幼稚園就園助成金交付規則の一部を改正する規則

太田市第3子以降市外私立幼稚園就園助成金交付規則（平成20年太田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「就園させている保護者」の次に、「（保護者及び第3子以降が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている保護者に限る。ただし、住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない。）とする。」を加え、「であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。」を削り、同条第1号及び第2号を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。